

人文社会科学研究科（一貫制博士課程）文芸・言語専攻学位論文審査基準

令和 元年 5 月 8 日
文芸・言語専攻教育会議

（審査体制）

- （1） 審査委員のうち、少なくとも主査 1 名（研究指導）と副査 2 名（研究指導または授業担当）の合計 3 名は、人文社会科学研究科内の専攻教育会議の構成員から指名する。
- （2） 副査は原則として 3 名以上とする。
- （3） 副査のうち 1 名は領域外から選ぶこと。
- （4） 論文の内容に照らして必要と判断される場合には、専攻外の審査委員や学外の審査委員を積極的に含めること。なお、この委員は上記の「領域外の副査」とみなす。
- （5） 審査委員のうち少なくとも 1 名は、審査委員会解散後引き続き 1 年以上にわたって専攻の研究指導担当教員であること。
- （6） 専攻外の審査委員や学外の審査委員は、その所属機関の研究科博士課程担当者または博士号取得者に限られ、そうでない場合は別途資格審査が必要となる。

（評価項目）

- ① 論文テーマの意義： 論文テーマの学術的意義がその背景とともに明確に提示されているか。
- ② 先行研究の概要と批判的検討： 関連する先行研究を網羅し、その概要を捉えるとともに、批判的検討が行えているか。
- ③ 対案の提唱： 既存の理論や説に代わる対案が明示的に提唱され、その優位性が示されているか。
- ④ 論の構成と論証方法： 問題設定から結論に至るまでの論の構成が適切にできているか。さらに、論証過程が明確で、実証的かつ論理的に展開されているか。
- ⑤ 論文の体裁と研究倫理の遵守： 学位論文として適切な形式を備え、かつ引用箇所の明示や参考文献・関連資料への言及など研究倫理も遵守されているか。

（評価基準）

上記の評価項目すべてを満たす博士学位申請論文を、最終試験を経た上で、合格とする。